

伴走支援型特別保証のご案内

伴走支援型特別保証とは

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者が、金融機関との対話を通じて経営行動計画書を策定し、金融機関の継続的な伴走支援を受けながら経営改善等に取り組む場合に、保証料の一部を補助する制度として創設された制度です。

ご利用いただける方

次の①から③のいずれかの認定を受け、かつ経営行動に係る計画を策定した中小企業者です。


- ①セーフティネット4号認定（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）
- ②セーフティネット5号認定（売上高等減少率が15%以上のものに限る。）
- ③危機関連認定（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）

制度の特徴

- 取扱期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに保証協会が保証申込み受付したものです。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者が、金融機関との対話を通じて経営行動計画書を策定し、金融機関は中小企業者に継続的な伴走支援を行います。
- 金融機関には、原則として四半期に1回、中小企業者から経営の状況及び計画の実施状況等を確認していただきます。また、年1回、経営支援の実施状況を含め信用保証協会に対して報告していただきます。
- 経営者保証免除対応（要件：①直近決算が資産超過、②法人・代表者の資産・経理等が分離）を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しません。
- 信用保証料の一部を国が補助します。



伴走支援型特別保証の概要

保証限度額	4,000万円 (部分保証の場合の借入限度額は5,000万円)														
対象資金	経営の安定に必要な事業資金														
返済方法	一括返済又は分割返済														
保証期間	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内(据置期間は5年以内)														
信用保証料率	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">経営者保証免除対応なし</th> <th colspan="2">経営者保証免除対応あり</th> </tr> <tr> <th>保証料率(固定)</th> <th>うち国補助</th> <th>保証料率(固定)</th> <th>うち国補助</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.85%</td> <td>0.65%</td> <td>1.05%</td> <td>0.85%</td> </tr> </tbody> </table>		経営者保証免除対応なし		経営者保証免除対応あり		保証料率(固定)	うち国補助	保証料率(固定)	うち国補助	0.85%	0.65%	1.05%	0.85%	 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 実質事業者 負担0.2% </div>
経営者保証免除対応なし		経営者保証免除対応あり													
保証料率(固定)	うち国補助	保証料率(固定)	うち国補助												
0.85%	0.65%	1.05%	0.85%												
※条件変更保証料は補助対象外のため、正規の保証料率で事業主負担となります															
保証人	原則として法人代表者以外の保証人は不要 但し、経営者保証免除対応を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しない														
担保	必要に応じて徴求														
貸付金利	金融機関所定利率														
添付資料	<p>◆信用保証協会所定の申込資料のほか、次の(1)及び(2)の書面が必要です。</p> <p>(1) 保険法第2条第5項第4号(セーフティネット4号)、同条同項第5号(セーフティネット5号)又は同条第6項(危機関連)の規定による市町村長又は特別区長の認定書</p> <p>(2) 経営行動計画書(次の内容を満たすもの又は含むもの)</p> <p>①計画を策定した日の属する事業年度から3事業年度を最短の計画期間とし、原則として同5事業年度を最長の計画期間とする。</p> <p>②申込人の経営に係る現況・課題(原則として、計画を策定した日の属する事業年度の前事業年度の財務状況の分析を含む。)と課題を克服するための取組事項。</p> <p>◆経営者保証免除対応を適用する場合は、経営者保証免除対応確認書が必要です。</p>														

金融機関、信用保証協会による審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。

お問い合わせ先

詳しくは、与信取引のある金融機関又は当協会までお問い合わせください。

青森県信用保証協会 本部担当部署 保証業務課 TEL 017-723-1354

【営業所・支所】

青森営業所 017-723-1353 弘前支所 0172-32-1331 八戸支所0178-24-6181

五所川原支所 0173-35-4121 十和田支所 0176-23-4331 むつ支所 0175-22-1204

中小企業者の活力ある未来へ確かなサポート！



青森県信用保証協会

表面もご参照下さい